

原処分（水俣病認定棄却処分）を取り消す裁決の概要

- 1 処分庁 新潟市長
- 2 審査請求人
 - (1) 性別、年齢 男性、昭和11年生（満69歳）
 - (2) 職業 無職
 - (3) 居住歴 出生時以降、新潟市内
- 3 経過
 - 平成12年12月 審査請求人が処分庁に対して認定申請を行った。
 - 同13年 8月 処分庁は、認定申請を棄却する処分を行った。
 - 同年 10月 審査請求人は、処分庁に対して異議申立てを行った。
 - 同年 12月 処分庁は、異議申立てを棄却する処分を行った。
 - 同年 同月 審査請求人は、当審査会に対して審査請求を行った。
- 4 判断の相違点

(1) 処分庁の弁明

処分庁は、審査請求人には四肢の感覚障害が認められるが、運動失調、聴力障害及び平衡機能障害のいずれも疑わしく、また口周囲感覚障害、構音障害及び求心性視野狭窄が認められないことから、水俣病であることが疑わしいとは言えないとの認定審査会の答申に基づき、水俣病として認定しないとする原処分を行った。

(2) 公害健康被害補償不服審査会の判断

請求人には濃厚な疫学条件があり、かつ、症候が疑わしいとされた平衡機能障害については、耳鼻咽喉科医師が中枢性の前庭障害を疑うとカルテに記載していたことなどから、かなり陽性に近い症候という感じを払拭できない。

仮に平衡機能障害が認められれば、四肢の感覚障害が認められること及び小脳性運動失調が否定できないことと併せ、請求人の症候は52年判断条件に適合することとなる。

したがって、平衡機能障害、運動失調、中枢性聴力障害等の各症候の有無について再度検査を行った上で、改めて認定審査を行うことが望ましい。

原処分（水俣病認定棄却処分）を取り消す裁決の概要

- 1 処分庁 新潟市長
- 2 審査請求人
 - (1) 性別、年齢 男性、昭和13年生（満67歳）
 - (2) 職業 無職
 - (3) 居住歴 出生時～昭和56年、新潟市内
昭和56年～平成3年、神奈川県川崎市内
平成3年～5年、新潟市内
平成5年以降、新潟県豊栄市内
- 3 経過
 - 平成12年12月 審査請求人が処分庁に対して認定申請を行った。
 - 同13年 8月 処分庁は、認定申請を棄却する処分を行った。
 - 同年 10月 審査請求人は、処分庁に対して異議申立てを行った。
 - 同年 12月 処分庁は、異議申立てを棄却する処分を行った。
 - 同年 同月 審査請求人は、当審査会に対して審査請求を行った。
- 4 判断の相違点

(1) 処分庁の弁明

処分庁は、審査請求人には四肢の感覚障害が認められるが、運動失調、構音障害、聴力障害及び平衡機能障害のいずれも疑わしく、また口周囲感覚障害及び求心性視野狭窄が認められないことから、水俣病であることが疑わしいとは言えないとの認定審査会の答申に基づき、水俣病として認定しないとする原処分を行った。

(2) 公害健康被害補償不服審査会の判断

請求人には濃厚な疫学条件があり、かつ、症候が疑わしいとされた運動失調については、その障害が中枢性ではないと言い切るまでの根拠はなく、検査当時の神経内科医師が述べている「糖尿病による影響」で全ての説明がつくとも考えにくい。

仮に小脳性運動失調が認められれば、四肢の感覚障害が認められることと併せ、請求人の症候は52年判断条件に適合することとなる。

したがって、小脳性運動失調の有無を中心に、疑いありとされた平衡機能障害、中枢性聴力障害等の各症候の有無について再度検査を行った上で、改めて認定審査を行うことが望ましい。